

役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人徳島県スポーツ協会（以下「この法人」という。）の定款第20条第2項及び第37条第1項の規定に基づき、評議員及び役員の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、役員のうちこの法人を主たる勤務場所とし、週4日以上勤務する者をいう。
- (3) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号に定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 この法人は、常勤役員の職務執行の対価として報酬等を支給することができる。ただし、常勤役員が職員を兼ねる場合であって、職員としての給与が支給される場合には、役員としての報酬等は支給しない。

- 2 常勤役員の報酬は月額とし、その額は別表第1「常勤役員の報酬月額」の範囲内で、理事長が理事会の承認を得て、決めるものとする。
- 3 賞与については、報酬月額の3.5か月以内として支給することができるものとする。
- 4 退職手当については、支給しないものとする。

(新たに就任したときの報酬)

第4条 新たに常勤役員に就任した者には、その日から報酬を支給し、報酬の額に異動を生じた場合には、その日から新たに定められた報酬を支給する。

- 2 前項の規定により報酬を支給する場合であって、月の途中から支給するときの報酬の支給額は、その月の総日数から休日を差引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(退任又は解任時の報酬)

第5条 常勤役員が死亡し、又はこの法人の都合により解任されたときは、当該死亡し又は解任された日の属する月の報酬を支給する。

- 2 常勤役員が前項以外の事由により退任し、又は解任されたときは、当該退任し又は解任された日までの報酬を支給する。この場合において、その支給額は、その月の総日数から休日を差引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(再任時の報酬)

第6条 前条第1項の規定により解任された日の属する月の報酬の支給を受けた役員が、同月のうちに再任されたときは、その月の報酬は支給しない。

- 2 前項に定める以外の再任のときは、第4条の例による。

(報酬等の支給方法等)

第7条 常勤役員の報酬等の支給方法、支給手続その他については、この規程に定めるもののほか、職員の給与等に関する規程の適用を受ける職員（以下「一般職員」という。）の例による。

（費用）

第8条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、本規程第9条及び第10条に定めるもののほか、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

（通勤費）

第9条 常勤役員には、その通勤の実態に応じて、通勤費を支給することができる。

2 前項の額、支給方法、支給手続きその他については、一般職員の例による。

（旅費）

第10条 役員等が業務のために旅行したときは、費用弁償として旅費を支給することができる。

2 前項の額、支給方法、支給手続きその他については、一般職員の例による。

（公表）

第11条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

（改廃）

第12条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

（補則）

第13条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

1 この規程は、公益財団法人徳島県体育協会の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。

2 この規程は、令和2年4月1日から一部改定して施行する。

3 この規程は、令和3年4月1日から一部改定して施行する。

別表第1 常勤役員の報酬月額

理事長	60万円以内
副理事長	45万円以内
専務理事、常務理事及びその他の常勤役員	35万円以内